

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）  
及び新規上場申請のための半期報告書の適正性に関する確認書

2025年 5月 29日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

会社名 株式会社リップス  
代表者の 代表取締役  
役職的 務隆光  
氏名（署名）的場 隆光

当社の代表取締役社長である的場 隆光は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 当社の新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための半期報告書の記載に当たり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための半期報告書の作成においては、職務分掌及び職務権限が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されております。
3. 経営上の重要事項や業務執行状況について、毎月開催する定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に適切に付議・報告され、適切な意思決定が行われております。
4. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役の意思決定及び業務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査人は監査及び報告の独立性を確保した上で、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書 I の部）及び新規上場申請のための半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上